

鳥取市の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月12日

鳥取市長 深 澤 義 彦

### 鳥取市規則第39号

#### 鳥取市の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取市の行政組織等に関する規則（平成16年鳥取市規則第200号）の一部を次のように改正する。

第7条の表企画推進部の部秘書課の項中「広報室」を「広報メディア室」に改め、同表市民生活部の部協働推進課の項中「、市民活動係」を削り、同部市民総合相談課の項中「市民総合相談課」を「くらしの安心・相談課」に改め、同表農林水産部の部農政企画課の項中「鳥獣対策係」の次に「、販路開拓・企画室」を加える。

第8条財産経営課の項中第12号を削る。

第9条創生企画課の項第2号中「総合計画」を「総合計画等」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 高等教育機関等との調整に関すること。

第9条創生企画課の項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第9条の2協働推進課の項第4号中「地域づくり」を「地域の未来づくり」に改め、同項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、同条市民総合相談課の項中「市民総合相談課」を「くらしの安心・相談課」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 交通安全に関すること。

第9条の2市民総合相談課の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3

号の次に次の1号を加える。

(4) 防犯対策に関すること。

第9条の2市民総合相談課の項に次の1号を加える。

(7) 公益通報（職員からのものを除く。）の処理の総括に関すること。

第11条経済・雇用戦略課の項中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、第13号を削り、第14号を第11号とし、第15号を第12号とする。

第12条農政企画課の項中第17号を第21号とし、第16号の次に次の4号を加える。

(17) 地産地消に関すること。

(18) 特産物等の保護奨励に関すること。

(19) 物産振興に関すること。

(20) 日本型直接支払事業に関すること。

第12条農村整備課の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第13条建築指導課の項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

第21条の表鳥取市交通安全対策会議の項及び鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会の項中「協働推進課」を「くらしの安心・相談課」に改め、同表鳥取市消費者行政審議会の項中「市民総合相談課」を「くらしの安心・相談課」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取市の行政組織等に関する規則の規定は、令和8年5月1日から適用する。